



## 今年度 加盟クラブの9割が活用 常勤職員の複数配置補助

県連協が行った「常勤複数配置補助についての調査」がこのほど、まとまりアンケートに回答した9割のクラブが今年度、補助基準を活用することが分かりました。一方、基準について内容に不明な点があると回答したクラブも4割程度あり、現場で補助基準の読み解きに苦労している様子もうかがえます。今回の調査は県連協加盟クラブ対象の調査であり、県全体での活用の割合はもう少し低くなると予想されます。

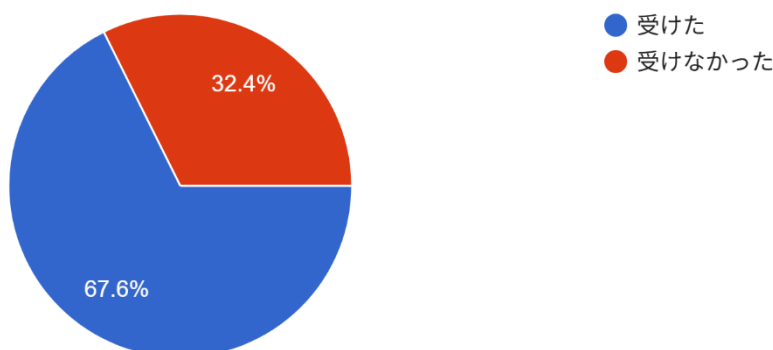
国はこの基準について「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることにより、利用する子どもの生活の安定をめざすもの」としています。この基準を活用し指導員の処遇改善、安定的確保を図り、保育の質の向上を目指していきましょう。県連協では今回の調査で加盟クラブから寄せられた意見を全国連協に届けるとともに、県全体で補助基準の活用が進むよう取り組みます。調査にご協力いただいたクラブに感謝申し上げます。調査結果は以下のとおり。

### 39クラブ59支援の単位から回答 回答率57%

問1 常勤複数配置の補助基準について内容を理解していますか？

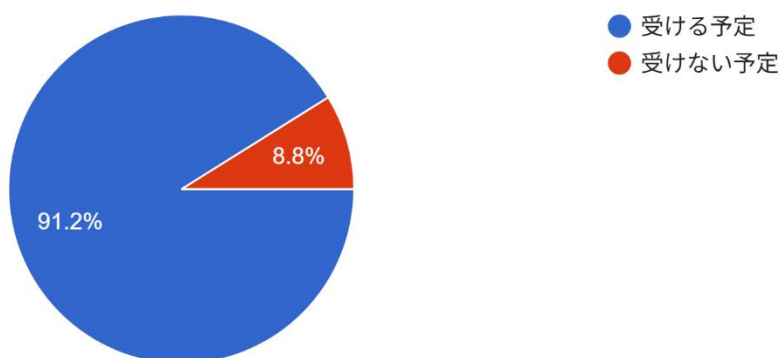


問2 2024年度に常勤複数配置の補助を受けましたか



**問3 問2で「受けなかった」と回答したクラブにお聞きします。その理由を具体的に記入してください**

正規職員のうち1名が新採用で放課後児童支援員の資格を持っていなかった／職員が不足していて対象外だった／市担当課からの連絡が遅かったこと。常勤職員の要件が良く分からなかったこと／市担当課は当初 2024 年度は2名配置について開所時間すべての時間において2名配置していなければ要件を満たさないという誤った認識だったため、土曜日に早番遅番でシフト勤務体制を取っている場合支援員1名補助員1名になってしまうのであれば対象とならないと言われた／市に確認したところ「開所している全ての時間において常勤2名を配置しなければならない」との（誤った認識だった）ことで該当しないと思い申請しなかった／体制がとれなかった／開所時間を平日 12:00～19:00、土曜日 7:45～19:00 にしていたため

**問4 2025年度に常勤複数配置の補助を受ける予定ですか****問5 問4で「受けない予定」と回答したクラブにお聞きします。その理由を具体的に記入してください**

正規指導員が入れ替わり、1人が資格者ではないため／2人体制がとれないので／当クラブでは、指導員全員が非常勤扱いで、扶養の範囲内で働くことを希望しているため

**問6 常勤複数配置の補助基準について、疑問や要望などがあれば、お書きください（自由記述）**

かなりハードルが高いと感じる。受ける予定の単位も年度途中でどうなるのか分からない状況。2支援単位のうち、1支援のみ計画の段階では受ける予定にしている。もう1支援単位は様子を見てから受けようと考えている。指導員を募集しても応募しない状況が続いている。現状では非常に難しい。同様の事例が他にもあるのではないかと疑問に思います／今年度の勤務体制で、補助対象になるのか不安な状態／放課後児童クラブ運営指針では受け入れ準備や打合せ、記録作成など勤務時間の前後に必要な時間も考慮して勤務時間を設定することが明記されているが、この時間が補助の対象にならないことが疑問。制度として整合性がとれていないと感じる／理解していると思っているが、誤解しているところがあるのかと不安／14時～18時30分の開所時間、週4～5日を勤務している指導員も常勤対象になるのか、教えていただきたいです／去年と常勤の人数が同じに関わらず、昨年度は補助が受けられなかったことが疑問です／市が開所時間について説明会を開き、4月から当クラブの運営規定の開所時間を2時～とすることにした。「どう考えても、これでは対象にならない」とあきらめていたが、国が4月1日に出したQ&Aで開所時間の考え方を修正したことで、対象になることが分かりほっとしている／そもそも、開所時間が3時間などと極端に短くしているクラブも対象になることが疑問。利益を再優先する運営者なら開所時間を短くして多くの補助金を得ようとするのではないかと。そのような運営者を利するような制度であってはならない。適切な開所時間を設定し、指導員の待遇を改善するなど誠実な運営に努めているクラブが報われる制度であってほしい。そうしなければ、子どもたちの生活が守られないし、学童保育はよくなる